平成２５年（フ）第１７２号
群馬県高崎市岩押町37番22号
債務者　茂木　貴義
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１７４号
群馬県高崎市中尾町767番地　県住Ｄ棟147号
債務者　佐藤　義人
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１７５号
群馬県高崎市並榎町463番地17
債務者　有川　歌織（旧姓茂木）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２４４号
千葉県船橋市夏見台２丁目６番１―101号
債務者　鈴木　智子（旧姓台場）
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１８号
新潟県佐渡市椿尾268番地１
債務者　藤井　民雄
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第２２号
新潟県佐渡市住吉833番地１
債務者　長津　和彦
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第８２２号
京都市右京区西院高田町30番地２　プリモレガーロ西院305、前住所滋賀県愛知郡愛荘町西出42番地
債務者　上林　彩希（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８７４号
京都市左京区高野玉岡町48番地２　コーポふじ104、前住所京都市左京区一乗寺木ノ本町22番地６
債務者　惣樂　千穂
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９５８号
京都市伏見区桃山町和泉５番地の47
債務者　辻　　勝良
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９７１号
京都市伏見区石田森南町34番地　住宅公団醍醐石田団地17―206
債務者　石原　幹生
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１００１号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅大受団地５―508
債務者　竹内　敬二
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１１号
京都市下京区下松屋町通松原下る３丁目藪之内町617番地
債務者　神先　英人
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１２号
京都市下京区下松屋町通松原下る３丁目藪之内町617番地
債務者　神先　明美
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１６号
京都市北区衣笠東御所ノ内町48番地１　インペリアル衣笠402号
債務者　藤川喜代司
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２０号
京都市下京区西七条西石ケ坪町44番地　白杉荘205
債務者　東　　達彦
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２７号
京都市伏見区桃山町松平筑前１番地１　ユニハイム桃山御陵420号
債務者　溝口　美弘
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４７号
京都府長岡京市長岡２丁目３番14号西陵ロイヤルビル402
債務者　神田扶美代
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係